

令和 8 年度札幌市宿泊施設受入環境整備補助金 よくある質問（FAQ）

1 補助対象者

Q1

本社は札幌市内にあるが、営業する宿泊施設は札幌市外にある。
この場合は補助対象となりますか。

A1

補助対象となりません。

Q2

本社は札幌市外にあるが、営業する宿泊施設は札幌市内にある。
この場合は補助対象となりますか。

A2

補助対象となります。

Q3

札幌市内で複数の宿泊施設を営業しているが、それぞれの施設で申請できますか。

A3

申請可能です。

1 施設あたりの単位は営業許可単位とします。

Q4

同一事業者が複数の民泊施設を運営している場合、それぞれ申請できますか。

A4

申請できます。

補助金は施設ごとに申請することができ、それぞれの施設について補助上限額 30 万円が適用されます。

Q5

上限額まで補助金交付を受けていないが、差額分を再度申請できますか。

A5

できません。

1 施設あたりの申請回数は 1 回が限度です。

2 補助対象事業・補助対象経費

Q6

「多言語対応」「SDGs（環境配慮）への対応」「緊急時対応」など、要綱第4条に定める補助対象事業のうち、どれか1つを選ぶ必要がありますか。複数の補助対象事業を申請できますか。

A6

申請できます。

1回の申請で複数の補助対象事業を申請することが可能です。

【例】

- ・「多言語対応」に係る補助対象経費 20万円
- ・「多様な文化等への対応」に係る補助対象経費 10万円

をまとめて申請することができます。

Q7

宿泊施設のホームページを多言語化する費用は補助対象になりますか。

A7

補助対象となります。

自社ホームページの多言語化に係る経費は、「多言語対応」の補助対象経費として認められています。なお、ホームページの広告掲載費やプロモーション費用は補助対象外です。

Q8

外国人観光客を呼び込むための広告掲載費やSNS広告費は補助対象になりますか。

A8

補助対象となりません。

広告宣伝費は対象外経費とされています。多言語パンフレットや案内表示の制作費等は対象となる場合がありますが、集客を目的とした広告費は対象外です。

Q9

交付決定前に発注・購入したものは補助対象になりますか。

A9

補助対象となりません。

既に実施済み又は実施中の整備事業は補助対象外です。交付決定後に事業へ着手してください。

Q10

消費税は補助対象経費に含まれますか。

A10

補助対象経費に含まれません。

補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を除いて、補助金額を算定します。

3 他補助金との併用

Q11

他の補助金を利用している場合でも申請できますか。

A11

利用している補助金の種類によって異なります。

札幌市の他の補助金・助成金等の交付を受けている事業、または交付を受ける見込みがある事業は本補助金の対象となりません。

一方、国や北海道、民間団体等の補助金を利用している場合は申請可能ですが、他補助金等による交付額を控除した額が本補助金の補助対象経費となります。

Q12

100 万円の設備整備を行います。国の補助金で 40 万円の交付を受ける予定ですが、本補助金にも申請できますか。

A12

申請可能です。

ただし、国の補助金による交付予定額 40 万円を除いた 60 万円が補助対象経費となります。

本補助金の補助率が 2 分の 1 の場合、本補助金の交付額は最大 30 万円となります。

Q13

今回申請する補助対象事業について、北海道の補助金を利用している場合でも申請できますか。

A13

申請可能です。

ただし、北海道の補助金について、既に交付を受けている額又は交付が見込まれる額を補助対象経費から控除したうえで補助金額を算定します。

Q14

同じ事業について札幌市の別の補助金にも申請しています。本補助金に申請できますか。

A14

申請できません。

同一事業について札幌市の他の補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受ける場合、または交付を受ける見込みがある場合は、本補助金の対象外となります。

4 補助金額・補助上限額

Q15

同一事業者が複数の宿泊施設を営業している場合、補助上限額はとなりますか。

A15

施設ごとに補助上限額が適用されます。

【例】

ホテル A：上限 100 万円

ホテル B：上限 100 万円

民泊施設 A：上限 30 万円

民泊施設 B：上限 30 万円

Q16

1 施設で「多言語対応」と「業務効率化への対応」など複数の補助対象事業を申請する場合、補助上限額はとなりますか。

A16

複数の補助対象事業を申請しても、補助上限額は 1 施設あたり 100 万円（民泊施設の場合は 30 万円）です。補助対象事業ごとに上限額が適用されるものではありません。

Q17

民泊施設の補助上限額はいくらですか。

A17

民泊施設の補助上限額は 30 万円です。

旅館・ホテル及び簡易宿所の補助上限額は 100 万円ですが、民泊施設については 30 万円が上限となります。

Q18

民泊施設も複数の補助対象事業を申請できますか。

A18

申請できます。

民泊施設であっても、1 回の申請で複数の補助対象事業を申請することが可能です。ただし、補助上限額は 1 施設あたり 30 万円です。

5 申請手続き

Q19

納税証明書はどこで取得できますか。

A19

市税事務所で発行しています。

取得方法は札幌市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/shomei/index.html>

Q20

納税証明書はどの種類を提出すればよいですか。

A20

法人に課されている札幌市税（法人市民税、固定資産税など）の滞納がないことを証明する納税証明書（指名願）を提出してください。

Q21

申請から交付決定までどのくらいかかりますか。

A21

書類に不備がない場合、申請受領後おおむね 14 日程度で審査結果を通知します。ただし、申請件数や審査状況等により、通知までの日数は前後する場合があります。

6 交付決定後の手続き

Q22

交付決定後に購入予定の機器を変更できますか。

A22

変更内容によっては可能ですが、事前に計画変更等申請書（様式 6）を提出し、市の承認を受ける必要があります。無断で変更した場合は補助対象として認められないことがあります。

Q23

交付決定後に事業費が増えた場合、補助金も増額されますか。

A23

増額変更は原則として認められません。

交付決定時の補助金額が上限となります。

Q24

交付決定後に事業費が減った場合はどうなりますか。

A24

計画変更等申請書を提出してください。

補助金額は実際の補助対象経費に応じて減額される場合があります。

Q25

交付決定後に事業を中止する場合はどうすればよいですか。

A25

事前に計画変更等申請書（様式 6）を提出し、市の承認を受ける必要があります。

Q26

機器の納期遅延により事業完了が期限に間に合わない見込みです。どうすればよいですか。

A26

速やかに事務局へご相談ください。

事業の遂行が困難となった場合は、市への報告と指示を受ける必要があります。

掲載内容は令和 8 年 7 月 23 日時点のものです。
制度の詳細については、下記へお問合せください。

【問い合わせ先】

札幌市宿泊施設・観光施設受入環境整備補助金事務局

株式会社 JTB 北海道事業部内

TEL: 070-1771-8945

E メール: sapporo-subsidy@bsec.jp